

佐野市自治基本条例（案）に対する意見募集の結果について

1 パブリック・コメントの概況

(1) 意見募集期間

平成30年7月3日（火）～平成30年8月2日（木） 31日間

(2) 意見提出者等

20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	団体	計
	1		1	1	1		4

(3) 提出方法の内訳

郵送	ファックス	Eメール	その他	計
		2	2	4

2 意見の概要と市の考え方

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	第5条について、第1項と第2項は順番が逆ではないか。 市政に参画する権利を有した上で、参画行動の中で必要な情報を求めるのではないか。	第5条では「市民の権利」について規定しておりますが、第1項「市政に関する情報について公開を求める権利」により、市政に関する情報を得た上で、市政に参画をするとの考えから現行案のとおりといたしました。
2	市議会や議員の責務と役割などが、条例の会原案から削除されたが、地方自治法に記載されていることは条例に記載不要か。	本条例案では、地方自治法において既に明記されている内容について、再度明文化することはしておりません。 また、市議会や議員の責務は、本条例案の第12条において定めております。第12条では、第4条に定める基本理念にのっとり自治を推進することや、市民の信託に応え意見を自治に反映させることとしておりますので、表現は簡潔に整理いたしました。ご指摘いただいた条例の会原案における内容は包含していると考えます。

3	<p>第2条(5)「まちづくり」の定義について、「まちづくり」が「福祉」という狭いエリアに誤解されないか。例えば「空き家対策」などは「まちづくり」の表現でなくても議論はできるのか。</p>	<p>第2条第5号の「福祉」は、地方自治法第1条の2に定める「福祉」と同様の解釈としており、「市民全体の利益、地域における公共の利益」を意味しています。今後本条例案の内容を説明する上で誤解のないように丁寧な説明を行ってまいりたいと思います。</p> <p>本条例案は、本市の自治の基本理念を示す条例です。例示にある「空き家対策」については、本条例案の「福祉」に含まれていると考えますが、個別具体的な対策については、それに対応する制度を策定し対応いたします。</p>
4	<p>第2条「市民等」について、義務のみではなく権利についても配慮できないか。</p>	<p>「市民等」については、本市に住所を有していない方を含むと考えられます。本条例案における権利については、市政への参画を含みます。本市の意思決定は、あくまで本市の住民が決めるべきこととの主旨から現行案のとおりといたします。なお、第19条の「危機管理」では、市民だけでなく、本市で学ぶ方や働く方を含めて、生命、身体や財産を保護すると定めています。</p>
5	<p>第4条(3)「市民憲章に定めるまちの実現を目指す」とあるが、H19年に告示した市民憲章では古すぎないか。</p>	<p>「憲章」は、もともと普遍的で根本的なものです。そうした意味において、制定の時期が古いという考えはあたらないと考えます。</p>
6	<p>自治体の消滅危険性も考え「持続可能なまちづくり」の表現を追加すべきである。</p>	<p>「自治」は「持続可能であること」が大前提なので、「基本理念」において「持続可能なまちづくりの推進」の表現はしていません。</p>
7	<p>佐野市のホームページに「市民主体による（市民がつくる）自治基本条例の制定に向けて」とあるが、ただのスローガンだったのではないか。</p>	<p>本条例案の作成について、市民の皆さんの意見や考え方を条例に反映させるため、平成26年に市民向け学習会や座談会を行いました。また、同年9月には市民公募の方が自治基本条例の素案づくりに取り組む佐野市自治基本条例策定市民会議が発足し、会の名称を「佐野市まちづくり条例の会」としました。同会では2年にわたり検討を行った上で、平成28年11月に条例原案と付帯意見を市に提出いただきました。市ではこの原案を基に、原案における自治に関する想いを尊</p>

		<p>重しつつ、重複している内容の整理や、内容として包括できるものの統合を行い、また条文全体のバランスや本市の条例のスタイルなども検討し、本条例案としたところです。</p> <p>本条例案については原案等を作成いただいた皆さんの自治に関する意見や考え方を、可能な限り反映させたものと考えております。</p>
8	一定期間経過したら条例の評価や見直しを行うべきではないか。	本条例案については、本市の自治に関する基本理念を定めたものです。自治に関する基本理念は、世相の変化などに合わせて改正すべき諸制度とは趣を異にすると考えます。
9	町会等を定義したことは評価できる。	ご指摘ありがとうございます。本市の自治の推進において、町会等は非常に重要であることから明文化させていただきました。
10	条例名を「佐野市まちづくり自治基本条例」とする。	条例名は、条例の内容を的確かつ簡潔に表すものとなります。この条例は、自治を推進することを目的としているため、「佐野市自治基本条例」としました。また、自治とまちづくりを用語として明確に区分するため、定義規定の第2条を定めています。
11	第5条第1項、第2項に実効性を持たせるため交流の場をつくる。健康で文化的な活動を市民一人一人が行えるよう、情報の発信と共有の機会を増やして欲しい。	第5条の「市民の権利」については、「市政に関する情報について公開を求める権利」と「市政に参画をする権利」について定めておりますが、今後条例の施行に伴い、市民の方に知っていただくようこれまで以上に情報の発信に努めてまいりたいと思います。
12	前文の一部修正 「佐野市は治安と環境をより良きものとする。佐野市は関東平野の扇の要です。要は安蘇野と安蘇山麓です。唐沢山から地球を俯瞰しましょう。環境は我々の命です。平穏で済みやすく豊かで便利なまちをつくる。」	前文の文言の追加につきましては、ご提案いただいた趣旨について包含していると考えます。
13	第1条に「佐野市は道徳を重んじる参画と協働を推し進める」を追記する。	「道徳を重んじる参画と協働」については実際の判断と運用が極めて難しいことから原案のとおりといたします。

14	第11条は削除する。	第11条の「住民投票」については、市政に係る重要な事項について、直接住民の意思を確認するために行う住民投票の実施等について定めています。市政に対し直接住民の意思を反映する仕組みとしては、直接請求がありますが、住民投票は、これらを補完するものとして、市政の重要な事項について投票により市民の意思を直接確認する重要なものですので、原案のとおりといたします。
15	この条例における市民の定義は、3年間佐野市の住民になったものとする。	市民の定義について、3年間の居住実績を求めた上での条例の適用は、論拠の乏しいことと、自治は市民全員が主体となっていくとの考えから原案のとおりといたします。